

北朝鮮による日本人拉致被害者の救出と安全確保を求める意見書

政府は現在、17人を北朝鮮による拉致被害者として認定しているが、それ以外にも、いわゆる特定失踪者を含む多くの未認定被害者が存在する可能性を排除できないとしている。平成14年に北朝鮮が日本人の拉致を認め、5人の被害者が帰国して10年が経過しているが、以来、これまで具体的成果を上げることができていない。長年にわたり北朝鮮の地で救いの手を待つ拉致被害者と、拉致被害者の帰りを待つ家族の心情を考えると、被害者の救出は、もはや一刻の猶予も許されない。

一方、拉致の実行者である金正日総書記が死去した北朝鮮では、権力移行期の混乱から拉致被害者に危険が及ぶ可能性もあり、混乱事態に備え被害者の安全確保に向けた対策も早急に検討しなければならない。

拉致問題は、日本の国家主権を侵害すると同時に、許し難い人権の侵害であり、国際社会全体にとっても重要な関心事項である。

よって国会及び政府は、政府認定の有無に関わらず、全ての拉致被害者の安全確保及び救出を国政の最重要課題と考え、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 国際社会に対し、未帰国の政府認定拉致被害者及び拉致の可能性を排除できない多くの失踪者の具体的情報を提供するとともに、拉致問題の全容を正確に伝えること。特に、北朝鮮に公館を持つ国に対しては、当該被害者及びその家族の安全確保と救出に協力するよう早急に依頼すること。
 - 2 国連決議の場合においては、国連内部に北朝鮮の拉致問題を含めた人権侵害の調査を行う特別調査委員会（事実調査委員会）の設置について、例年採択されている国連総会での北朝鮮非難決議の中に盛り込むことができるよう、全ての国連加盟国に対して積極的かつ早急に働きかけること。
 - 3 今後、あらゆる手段を用いて拉致被害者の所在及び安否確認を行うとともに、拉致被害者の救出のため必要なあらゆる法整備を早急に進めること。
 - 4 今年を勝負の年として全精力を傾け、対話と圧力を基軸としてあらゆる手段を用いて日朝交渉を進展させ、全ての拉致被害者を早急に救出すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 7 月 9 日

衆	議	院	議	長	}	殿	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総	務		大	臣			
外	務		大	臣			
拉	致	問	題	担			当

神奈川県議会 議長